

大阪市告示第67号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年1月23日

大阪市長 横山英幸

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）オーケー下新庄店

大阪市東淀川区下新庄四丁目146番2

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

オーケー株式会社 代表取締役社長 二宮 涼太郎

神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目3番6号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

オーケー株式会社 代表取締役社長 二宮 涼太郎

神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目3番6号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年8月27日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,558m²

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物1階中央	48台

② 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物 1 階中央	71台
建物 1 階北東側	4 台 (うち原付 4 台)
合計	75台 (うち原付 4 台)

③ 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積
建物 1 階南東側	77 m ²

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量
建物 1 階東側 (一般廃棄物保管施設)	4.4 m ³
建物 1 階東側 (再生利用対象物保管施設)	4.2 m ³
合計	8.6 m ³

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
オーチー株式会社	午前 8 時 30 分	午後 9 時 30 分

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間
建物 1 階中央	午前 8 時 00 分から午後 10 時 00 分

③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数及び位置

建物 1 階中央	出入口 1 箇所（敷地南西側）
----------	-----------------

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位置	荷さばき可能時間帯
建物 1 階南東側	午前 6 時 00 分から午後 9 時 00 分

2 届出年月日

令和 7 年 12 月 26 日

3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

① 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目 1 番 10 号 A T C ビル O's 棟南館 4 階

② 東淀川区役所総務課(総合企画)

大阪市東淀川区豊新二丁目 1 番 4 号 東淀川区役所 3 階

(2) 期間

令和 8 年 1 月 23 日(金)から令和 8 年 5 月 25 日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 8 年 5 月 25 日(月)

(2) 提出先

上記 3 (1) に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)